最終更新日：2016年7月1日

帝国繊維株式会社
代表取締役会長 飯田 時章
問合せ先：03-3281-3022
証券コード：3302
http://www.teisen.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、創業時から受けつがれた「社会の安全、生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築・維持を経営上の重要な課題としており、株主をはじめとするステークホールダーの権利・利益を尊重し、法令・倫理の遵守、経営の透明性の向上、経営監督機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実が持続的に企業価値を高めることに繋がるとの基本認識のもと、取締役会・監査役会ともども、その役割を果たしてまいる所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権行使の環境作り及び招集通知の英訳】
議決権の電子行使につきましては、株主、投資家の皆様のご意見ご要望を参考にしつつ、各種手続き、費用等を勘案し、検討を進めてまいります。また、株主構成における海外投資家の比率等を踏まえつつ、招集通知の英訳についても検討してまいります。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
現在、当社は社外取締役1名を選任しております。当該社外取締役は、独立した立場から取締役会等の場において積極的に発言するとともに、経営陣・監査役等と頻繁に意見交換を行っており、経営に対する監督機能・助言機能を十分果たしていると考えております。
当社事業規模からみて、当該社外取締役が１名いることで、十分な実効性を確保していると認識しておりますが、社外取締役の２名以上の選任につきましては、今後の事業規模拡大や事業環境の変化に応じて、柔軟に対応してまいる所存です。

【補充原則４－１１－３　取締役会の自己評価】
取締役会全体の実効性につきましては、今後、取締役会の事務局である経営企画部が中心となって、毎年、各取締役・監査役に対するアンケート調査を実施、実効性の分析・評価を行い、その結果を取締役会に報告することと致します。

【原則５－２　経営戦略や経営計画の策定・公表】
平成19年に創立100周年を迎えた当社グループは、平成20年度からの中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2010」、平成23年度からの第二次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2013」の成果を踏まえ、平成26年度からは、第三次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2016」を推進しており、都度、事業報告、有価証券報告書、決算短信等で公表しております。
なお、その中期的な収益計画や各種目標値等についての公表は現在行っておりませんが、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、事業の拡大と持続的成長のためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。協力関係を維持しつつ企業価値の向上を図るため、中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。
また、議決権行使にあたっては、その議案が発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に判断した上で、適切に行使致します。なお、政策保有にかかる保有状況・合理性等については、年１回取締役会において報告・検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について有価証券報告書に記載する等の方法で説明を行うことと致します。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は「コンプライアンスマニュアル」において、利益相反行為の禁止を定めているほか、取締役が当社との間で利益相反になる取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要がある旨取締役会規則に定めており、取締役会は、法令及び規則に従い、適切に管理しております。
また、該当取引実施後は、遅滞なく取締役会に報告することになっております。なお、全ての役員に対して、年一回、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する手続きを整備しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
(i)当社グループの企業理念、経営方針、中長期的な経営戦略と対処すべき課題につきましては、ホームページで開示しております。
http://www.teisen.co.jp/company/philosophy.html
http://www.teisen.co.jp/company/strategy.html
(ii)「１．基本的な考え方」に記載の通りです。
(iii)取締役の報酬等については、役位に基づいた基本報酬、ストックオプション報酬及び役員賞与により構成され、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映させた形となっております。また、手続きにつきましては、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役会から一任された代表取締役が、それぞれの職責及び貢献度、会社業績、過去の支給実績等を総合的に勘案して各取締役への配分を決定しております。
(iV)取締役・監査役候補の指名については、経営陣・取締役会全体として、迅速かつ的確な意思決定、業務執行の監視、各事業における知識・経験・能力のバランス等を考慮した上で、適材適所の観点から代表取締役が検討し候補者を取締役会に諮り、取締役会で決定しております。なお、監査役候補の指名にあたっては、監査役会と事前に検討・確認した上で取締役会にて決議しております。
(V)取締役及び監査役候補者の指名理由については、株主総会参考書類に記載致します。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任範囲の概要】
当社取締役会では、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、経営方針や事業計画など当社及びグループの経営上の重要事項について、取締役会規則の付議基準に従い決議を行うこととしています。それ以外の事項の意思決定及びその執行は経営各層に委任しておりますが、経営各層が決定すべき事項については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各職位の権限を明確にしております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所が定める基準に準じており、その人柄・キャリアなど、率直・活発で建設的な意見を述べて頂ける方を独立社外取締役として選任しております。
なお、当社の独立性判断基準は、下記のとおりであります。
独立役員の独立性判断基準及び資質
当社グループにおける社外取締役又は社外監査役の独立性判断基準は東京証券取引所の定める「独立役員の確保に係る実務上の留意点」に準拠し以下のいずれにも該当してはならないこととしています。
（１）当社及び子会社（以下、当社グループという）の業務執行取締役、その他の使用人
（２）当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
（３）当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
（４）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
（５）最近1年において、上記（２）から（４）のまでのいずれかに該当していた者
（６）上記（１）から（５）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等以内の親族
（注１）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の２％又は１億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしています。
（注２）「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の２％又は１億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行った者をいうこととしています。
（注３）「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入金額の２％または１，０００万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしています。
（７）当社の主要株主（当社の発行済株式総数の１００分の１０以上を保有している者）
同株主が法人である場合には、その業務執行者

【補充原則４－１１－１　取締役の選任に関する方針等】
当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスを備えた構成のもと、その役割・責務を実効的に果たすため、当社の事業に精通した防災営業、商材開発、繊維営業、プロジェクト営業、管理の各部門責任者である社内取締役と、人格に優れ善管注意義務を適切に果たせる専門知識を有する外部専門家や経営経験者などからなる社外取締役で構成することとしています。また、取締役の選任にあたっては、経営陣・取締役会全体として、迅速かつ的確な意思決定、業務執行の監視、各事業における知識・経験・能力のバランス等を考慮するなど、適材適所の観点から代表取締役が検討のうえ、取締役として相応しいと考える候補者を取締役会に推薦し、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしております。

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任状況】
取締役・監査役が他の上場企業の役員を兼任する場合には、兼任する数が当社役員としての職務に影響を与えない範囲内であることを条件とし、その個別の兼任状況につきましては事業報告や有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニング】
取締役・監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的に、コンプライアンスほか法令上の権限及び義務等に係る理解を深めるために必要な知識習得の機会を提供すべく、取締役・監査役を対象とした研修会を年１回開催することとしております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主からの対話（面談）の申し込みについては、合理的な範囲内で応じることとしております。また、株主との建設的な対話を促進するため、IR担当部署を経営企画部と定め、面談についても、必要に応じ、代表取締役を含む役員の

ほか、取締役である経営企画部長と企画担当のスタッフが対応しております。
（1）株主との対話全般等については、経営企画部管掌の常務取締役が統括し、建設的な対話を実現するよう努めております。
（2）IR活動については、経営企画部が中心となって、必要に応じ、企画・人事・経理・総務・営業等との有機的な連携を図りつつ行っております。
（3）定期的な投資家説明会等は行っておりませんが、通期の決算発表を東京証券取引所で行っているほか、開示資料に係る照会等についても、合理的な範囲内で、メール等での対応を行っております。
（4）対話を通じて把握された株主の意見や懸念は、対話記録を経営陣に回付するとともに、必要に応じ、主要な社内会議等で報告・検討しております。
（5）対話にあたっては、開示資料を中心にテーマを絞ることで、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,587,000	5.85
株式会社みずほ銀行	1,295,547	4.78
丸紅株式会社	1,200,000	4.42
明治安田生命保険相互会社	1,000,000	3.69
ヒューリック株式会社	936,637	3.45
西松建設株式会社	800,000	2.95
ビービーエイチ フイデリテイ ピユーリタン フイデリテイ シリーズ イントリンシツク オポチユニテイズ フアンド （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	800,000	2.95
株式会社モリタホールディングス	790,000	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	752,200	2.77
みずほ信託銀行株式会社	598,000	2.20

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木裕康	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木裕康	○	――	高木氏を社外取締役とした理由は、弁護士として幅広いかつ専門的な見識を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したことによります。また、東京証券取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査:
取締役会には毎回出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の主要な会議に出席するなど、経営に対する監視、業務執行に関する監査機能を果しています。具体的な監査の執行にあたっては、毎年3月に立案した監査計画に従い、監査対象ごとに、必要に応じ、業務・品質監理室のスタッフを補助者としてデータ収集など補助的な作業を指示、厳格な監査役監査が行われております。

会計監査:
当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。また、会計監査人の監査報告会には監査役も出席し直接報告を受けるとともに、意見を述べるなどの連携を図っております。
当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名および所属する監査法人名等は以下の通りです。
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 飯畑 史朗（継続監査年数7年）
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 千足 幸男（継続監査年数3年）
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他17名であります。

内部監査:
「業務・品質監理室」を中心に、職務分掌に基づくセルフ・アセスメントを基礎としたチェック体制を構築しております。具体的には、毎月、営業他各部の決められた23名の担当者を中心に、前月の支払帳票などについて、所定の監査項目を自らがチェックし、その結果を、所定の様式に従い業務・品質監理室に報告し、同室がその結果について監査を行うほか、必要に応じ、監査役・会計監査人とも連携して、内部監査の精度の向上と厳格な実施に努めております。また、その実施状況につきましては、取締役会に報告し、問題があれば、必要な措置をとる体制を構築しております。
「業務・品質監理室」は室長のほか内部監査グループ1名、品質管理グループ2名に加え、顧問公認会計士1名で構成され、当社グループの内部監査業務のほか、ISO9001品質システムの整備・運用、取扱製品の品質管理など、グループ会社を含めた企業活動に係る品質管理を統括する部署として、活動しております。

監査役監査、会計監査および内部監査は、日常的に意見・情報交換を通して相互に連携しており、これらの監査の結果に基づき、内部統制部門は業務の改善に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西浦　三郎	他の会社の出身者							○						
角　秀洋	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西浦　三郎		―――	西浦氏を社外監査役とした理由は、現役の経営者として高い見識と幅広い経験を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したことによります。
角　秀洋	○	―――	角氏を社外監査役とした理由は、現役の経営者として高い見識と幅広い経験を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したことによります。また、東京証券取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的とし、各事業年度末時点の当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションを割り当てております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

【第1回新株予約権（株式報酬型）】
決議年月日　　平成25年3月28日（取締役会決議）
付与対象者　　平成24年度末時点の当社取締役9名
新株予約権の
目的となる株式の種類　　当社普通株式
株式の数　　95,000株
役員の保有状況　　7名、83,000株

【第2回新株予約権（株式報酬型）】
決議年月日　　平成26年3月27日（取締役会決議）
付与対象者　　平成25年度末時点の当社取締役7名
新株予約権の
目的となる株式の種類　　当社普通株式
株式の数　　88,000株
役員の保有状況　　7名、88,000株

【第3回新株予約権（株式報酬型）】
決議年月日　　平成27年3月26日（取締役会決議）
付与対象者　　平成26年度末時点の当社取締役7名
新株予約権の
目的となる株式の種類　　当社普通株式
株式の数　　91,000株
役員の保有状況　　7名、91,000株

【第4回新株予約権（株式報酬型）】
決議年月日　　平成28年3月30日（取締役会決議）
付与対象者　　平成27年度末時点の当社取締役8名
新株予約権の
目的となる株式の種類　　当社普通株式
株式の数　　98,000株
役員の保有状況　　8名、98,000株

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成27年度取締役　支給人員9名　　支給額418,655千円

上記のうち報酬等の総額が1億円以上である者　　飯田　時章　　支給額130,650千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役会から一任された代表取締役が、それぞれの職責及び貢献度、会社業績、過去の支給実績等を総合的に勘案して各取締役への配分を決定しております。
取締役報酬は、月額報酬・役員賞与・ストックオプション報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社内の主要会議への出席依頼のほか、経営資料の配布により常に最新の情報を共有するよう努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会と監査役会を設置しております。

取締役会：提出日現在、社外取締役1名（非常勤）を含む取締役9名で構成されており、年7回開催され、重要案件の決議、業績の状況報告など業務執行の監督を行っております。また、営業担当役員を中心に業務執行を統括する「経営会議」を毎月開催し、環境変化に即応した迅速な業務執行に努めております。その他連結会社を含めた「役員・部長連絡会」と本社の役員・部長で構成される「幹部会」を週1回開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努めております。

監査役会：提出日現在、社外監査役2名（非常勤）を含む監査役3名で構成され、年10回開催しております。取締役会には社外監査役を含めた3名全員が出席することで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性などの観点から経営に関する監視・監査等の機能を果たしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

ガバナンスの有効性を十分確保するという観点からは、当社の企業規模を考えますと上記の企業統治体制のもとで迅速な意思決定と的確な業務執行が行われており、経営監視体制も十分機能していると考えております。
これまで当社は、当社事業に係る深い理解・専門知識・長年の経験など、その事業に精通した取締役が一丸となって経営にあたることが、経営の適正と効率を高め企業価値の向上に資するものと考え、社外取締役を選任しておりませんでしたが、昨今の会社法改正をはじめとするコーポレート・ガバナンス強化の観点から、平成27年度より社外取締役を1名選任いたしております。
当社事業規模からみて、社外取締役が1名いることで、十分な実効性を確保出来ていると認識しておりますが、社外取締役の2名以上の選任につきましては、今後の事業規模拡大や事業環境の変化に応じて、柔軟に対応して参る所存です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送日：3月10日（木）
その他	定時株主総会招集日：3月30日（水） 発送日前日に、当社ウェブサイトへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR 資料につきましては、当社ホームページに、「IR 情報」の欄を設け、事業報告書、年次報告書、決算短信、適時開示・その他のニュースリリースなどを掲載しているほか、トップページには、「新着情報」として、当社並びに当社製品など当社に係る最新のニュースを都度掲載しております。 より豊富な情報をタイムリーに投資家の皆様にお届けするよう努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部 IR担当役員・IR事務連絡責任者：取締役経営企画部長 阪田 繁	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、「Fun to Share」運動への参加などを通じて、グループ各社で、室内温度、節電など都度独自のエコキャンペーンを行っています。 また、鹿沼工場では平成23年6月に「ISO14001」を取得、その環境方針に基づき環境に関連する法規制を遵守し、継続的に省資源・省エネルギー・リサイクルに取り組むことで、環境保全と汚染の防止低減に取り組んでおります。 産業廃棄物の処理につきましても、ダンボール・金属等は分別集荷により資源回収業者に、一般の廃棄物は特定業者にてサーマルリサイクルを実施しており、工場内の焼却炉は一切使用しておりません。 原材料につきましては、ウレタンチューブ屑を100%ペレット化して再利用しているほか、ペットボトルリサイクル経糸を使用したエコホース製品の開発など、環境にやさしい製品の開発にも力を入れております。 また、環境対応型高効率ボイラーの更新や製織工場における照明設備のLED化など、石油エネルギーの一層の高効率な利用と環境負荷の低減も促進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備・推進については、その基本方針を平成18年５月開催の取締役会で決議しておりましたが、平成27年５月の会社法改正を踏まえ、平成27年８月開催の取締役会で内容の一部改定を決議しております。
内部統制システムの運用状況につきましては、継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告の上、必要に応じて審議を経ております。また、かかる調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。
コンプライアンス体制につきましては、毎月、社内の各部署およびグループ各社に対してその運用状況について本社経営企画部あてに報告を求め、本社経営企画部がその結果を2カ月に1度開催される「コンプライアンス委員会」で報告・審議するなど、その運用の適正化を図るとともに、「内部統制委員会」を中心に、内部統制の適正な運用と財務報告の信頼性確保に向けての諸施策を推進しております。また、法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、都度、各種社内規程の改定を行っているほか、法令および社内ルールの遵守を求めた「テイセンの企業行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」を活用した社内セミナーの開催など、コンプライアンス意識の徹底・浸透にも努めております。
想定される事業上のリスクとその対応については、「リスク管理規程」に基づき、毎月、本社経営企画部が中心となって各種のリスク関連情報を収集し、2カ月に1度開催される「リスク管理委員会」で報告・検討するなど、迅速かつ的確な対応に努めております。

なお、「内部統制システム整備の基本方針」につきまして、その内容は、下記のとおりです。

1. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
(2)当社は、当社および当社子会社(以下「当社グループ」という)における取締役および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。
(3)当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループにおける法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するため、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会および監査役会に報告する。
(4)当社は、通報相談窓口を設け、取締役および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、営業担当取締役を中心に構成される経営会議および取締役会を通じて月次業績のレビューと改善策の実施など、当社グループの各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。
(2)当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程ならびに内部牽制システム等の整備を行う。
(3)当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的に開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
(2)監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。
(3)第1項に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊重する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役、監査役(当社子会社の監査役に限る)および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。
イ.コンプライアンスに反する事項
ロ.各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項
ハ.当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項
ニ.内部監査の状況およびリスク管理に関する状況
(2)当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取り扱いを周知徹底させる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求めることができる。
(2)業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にも記載したとおり、当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応してまいります。
反社会的勢力との関係遮断を実践するため、対応部署・応対要領等を「対応ルール」の中で別途定めており、コンプライアンスの勉強会等を通じ、社員への周知徹底を図っております。
また、東京都の暴排条例の施行を機に、売買基本契約書ひな型等への暴排条項の追加を実施し、努力義務を果たすべく取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」について、平成23年3月30日開催の第85期定時株主総会において承認いただいた後、平成26年3月27日開催の第88期定時株主総会において継続承認をいただきました。
詳細につきましては、当社ウェブサイト（http://www.teisen.co.jp/ir/uploads/20140214-e-news02.pdf）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



